

令和6年度 第1回教育本部理事会

令和5年(2023年)9月14日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">5 4 3</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキー検定員規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(年度)</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(任務)</p> <p>第3条 検定員は、クロスカントリースキーの普及発展の推進者となる人材であることを認識し、検定会及びバッジテストを公正公平に実施し、その普及発展に務めなければならない。</p> <p>(資格)</p> <p>第4条 検定員は、公認クロスカントリースキー検定員検定規程で定めた検定会で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(検定の範囲)</p> <p>第5条 検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 公認クロスカントリースキー検定員検定</p> <p>(2) 公認クロスカントリースキー指導員検定</p> <p>(3) 公認クロスカントリースキーバッジテスト</p> <p>2 検定員の資格検定については、別に定める。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第6条 検定員の資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義務)</p> <p>第7条 検定員は、次の各号に掲げる義務を負う。</p> <p>(1) 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー検定員クリニックを最低2年に1回受講し、修了しなければならない。</p> <p>(2) 検定員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止)</p> <p>第8条 検定員が、2年続けてクリニックに参加しなかったときは、検定員の資格を停止する。資格停止中の者は、検定員として活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除)</p> <p>第9条 検定員の資格の停止解除は、公認クロスカントリースキー検定員クリニック修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第10条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、</p>	<p style="text-align: center;">5 4 3</p> <p style="text-align: center;">公認クロスカントリースキー検定員規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認クロスカントリースキー検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(年度)</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(任務)</p> <p>第3条 検定員は、クロスカントリースキーの普及発展の推進者となる人材であることを認識し、検定会及びバッジテストを公正公平に実施し、その普及発展に務めなければならない。</p> <p>(資格)</p> <p>第4条 検定員は、公認クロスカントリースキー検定員検定規程で定めた検定会で合格した者が、<u>別に定めた手続きを行うことにより資格が</u>付与され、全国共通の資格を有する。</p> <p>(検定の範囲)</p> <p>第5条 検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 公認クロスカントリースキー検定員検定</p> <p>(2) 公認クロスカントリースキー指導員検定</p> <p>(3) 公認クロスカントリースキーバッジテスト</p> <p>2 検定員の資格検定については、別に定める。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第6条 検定員の資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。</p> <p>(義務)</p> <p>第7条 検定員は、次の各号に掲げる義務を負う。</p> <p>(1) 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認クロスカントリースキー検定員クリニックを最低2年に1回受講し、修了しなければならない。</p> <p>(2) 検定員は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。</p> <p>(資格の停止)</p> <p>第8条 検定員が、2年続けてクリニックに参加しなかったときは、検定員の資格を停止する。資格停止中の者は、検定員として活動ができない。</p> <p>(資格停止の解除)</p> <p>第9条 検定員の資格の停止解除は、公認クロスカントリースキー検定員クリニック修了により資格の停止を解除できる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第10条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、</p>	<p>スキーに合わせる</p>

<p>検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規程に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (登録料の納期) 第11条 第1条に定める検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。 (規程の改廃) 第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和5年7月5日 改正</p>	<p>検定員の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規程に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき 2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。 (登録料の納期) 第11条 第1条に定める検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。 (規程の改廃) 第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年10月18日 制定 平成14年6月28日 改正 平成15年6月27日 改正 移行平成20年9月16日改正 平成21年9月18日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成29年8月22日 改正 令和2年11月6日 改正 令和5年7月5日 改正 <u>令和5年9月14日 改正</u></p>	
--	---	--